訓　令

○内閣府訓令第十六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表	**別表**
経済財政運営担当	経済財政運営担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～五　略］ ［2～11　略］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括官（経済社会システム担当）、政策統括官（経済財政分析担当）及び政策統括官（共生社会政策担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～五　同上］ ［2～11　同上］
［略］	［同上］
共生社会政策担当	共生社会政策担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［号を削る。］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち定住外国人施策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［2］［同上］ ［3］［同上］ ［4］［同上］ ［5］［同上］ ［6］［同上］ ［7］［同上］ ［8］［同上］ ［9］［同上］
［略］	［略］ ［1］［略］ ［2］［略］ ［3］［略］ ［4］［略］ ［5］［略］ ［6］［略］ ［7］［略］ ［8］［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成三十年七月二十四日から施行する。